

岐阜県公安委員会規程第4号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規程を次のように定める。

平成21年8月4日

岐阜県公安委員会委員長 鈴木 嘉進

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項及び第12条の3の規定により岐阜県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指定する医師(以下「指定医」という。)の指定に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(指定医の指定)

第2条 指定医には、診断の対象者の区分に応じて、区分毎に2人以上の医師を指定することとする。

(指定の期間等)

第3条 指定の期間は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 公安委員会は、指定の期間中であってもこれを解除する事由が生じたときは、その指定を解除することができるものとする。

(指定の方法)

第4条 指定の方法は、委嘱状(別記様式)の交付により行うものとする。

附 則

この規程は、平成21年8月4日から施行する。

附 則(平成21年11月20日岐阜県公安委員会規程第6号)

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

委 嘱 状	
氏 名	殿
病院の所在地及び名称	
委嘱内容	
<p>あなたを、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の規定により</p> <p style="padding-left: 40px;">銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項</p> <p style="padding-left: 40px;">銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3</p> <p>の規定による岐阜県公安委員会の指定医として、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで委嘱します。</p>	
平成 年 月 日	
岐阜県公安委員会	